

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年4月14日(2005.4.14)

【公表番号】特表2004-510488(P2004-510488A)

【公表日】平成16年4月8日(2004.4.8)

【年通号数】公開・登録公報2004-014

【出願番号】特願2002-531928(P2002-531928)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 B 17/58

【F I】

A 6 1 B 17/58 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成15年6月3日(2003.6.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の脊椎骨または骨盤骨に対する埋め込み装置であって、前記装置は、埋め込まれた場合、骨内部でのぐらつきや、骨からの引き抜きにたいして抵抗力があり、

患者の脊椎骨または骨盤骨に向き合う第1面を有する台であって、

脊椎固定インプラントに接続するための構造を含む台；および、

前記台の回転の際、骨の中に埋め込まれる少なくとも1本の螺旋スパイクであって、

前記少なくとも1本の螺旋スパイクは、前記台から接線方向に突出し、長軸方向に伸び、

前記少なくとも1本の螺旋スパイクは、遠位端において前記台が回転すると骨の中に侵入する先端部、近位端において前記台に接続される接合部、および、前記接合部と前記先端部との間ににおいて中間部を有する螺旋スパイク；

を含むことを特徴とする装置。

【請求項2】

前記長軸の周囲に延び、近位端が互いに180°隔てられている一対の螺旋スパイクを含むことを特徴とする、請求項1の装置。

【請求項3】

前記長軸の周囲に延び、近位端が互いに120°隔てられている3本の螺旋スパイクを含むことを特徴とする、請求項1の装置。